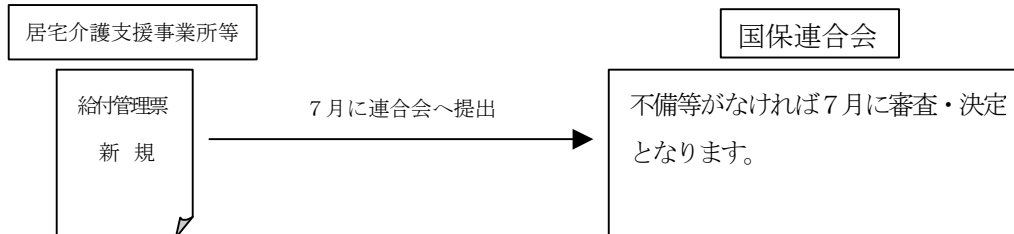


9. 給付管理票作成にかかる留意事項について

① **新規**で作成する場合

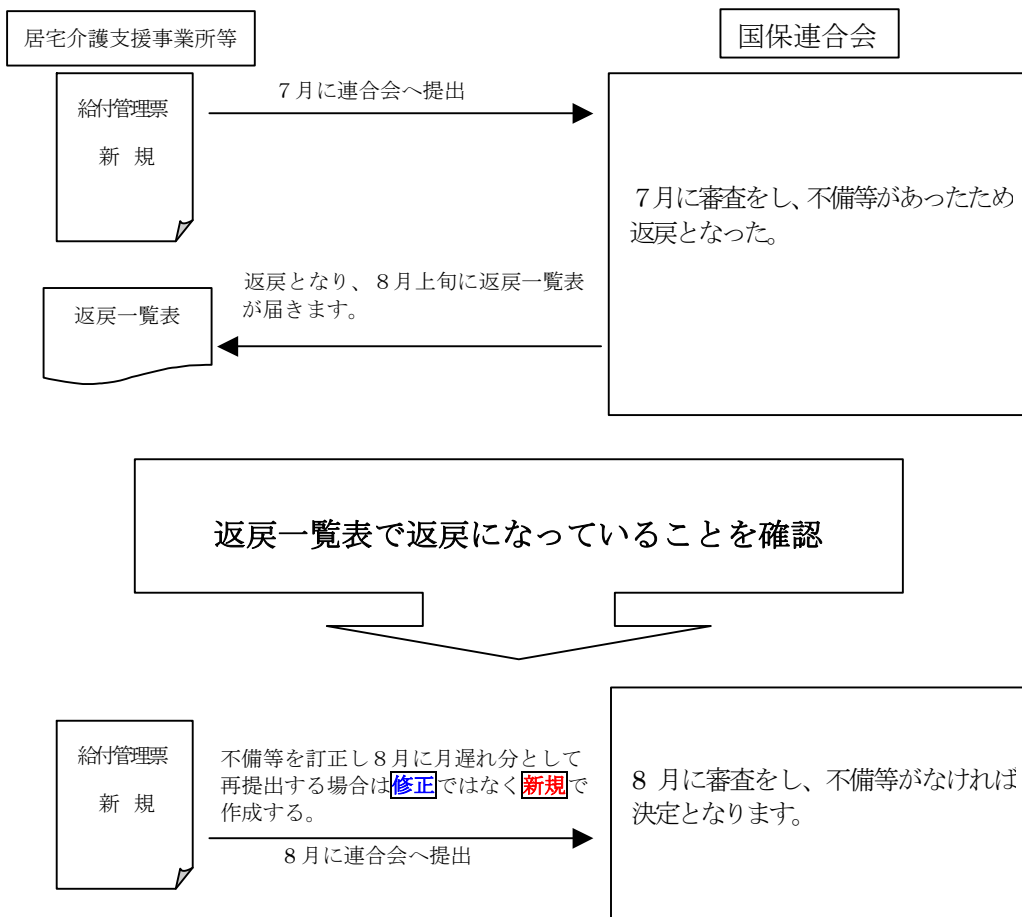
(1) 当月分の給付管理票

(例) 平成18年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出する場合。



(2) 返戻となった月遅れ分の給付管理票

(例) 平成18年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出したが、返戻となったため8月に月遅れ分として提出する場合。



※ 返戻となった給付管理票を修正として再提出した場合は修正する実績がありませんので、再度返戻となります。(返戻内容：N9 対象となる給付管理票なし)

返戻となった給付管理票を再提出する際には、修正ではなく新規で作成して下さい。